

原子力委員会見直しのための有識者会議
第6回議事録

内閣官房国家戦略室

第6回 原子力委員会見直しのための有識者会議 議事次第

日 時：平成24年12月12日（水）10:00～11:59

場 所：合同庁舎4号館2階 第3特別会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 原子力委員会見直しに当たっての基本的な考え方について

3 閉 会

○大西座長 本日は御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。第6回「原子力委員会見直しのための有識者会議」を開催させていただきます。予定している中の最後の会議となります。

本日は増田委員、森田委員、和気委員は所用のため御欠席であります。

白内閣府副大臣に御出席をいただいています。

今回も関係省庁の方にオブザーバーとして御出席いただいています。どうぞよろしくお願いたします。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○国家戦略室 おはようございます。

配付資料でございますが、今回資料1～資料4ということで、原子力委員会の見直しに当たって資料1が見え消し版、変更履歴あり。資料2がそれを溶け込ましたもの。資料3が概要の見え消しのものと、資料4がその溶け込み版となっております。

また、参考資料1～参考資料3ということで、参考資料1が第4回の議事録、参考資料2が原子力委員会から出された「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期にわたる取組の推進について（見解）」と、参考資料3が同じく原子力委員会から出されております「原子力人材の確保・育成に関する取組の推進について（見解）」を今日はお配りしております。お手元に不足等ありましたら挙手いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○大西座長 それでは、最初に白眞勲副大臣より一言御挨拶いただきます。

○白副大臣 おはようございます。連日といいますか、本当に何度も何度もありがとうございます。また、この年末のお忙しい時期に御参集くださいましたことを、改めて心より感謝申し上げます。

前回に引き続きまして、本日も前原大臣が欠席していること、まず私からおわび申し上げたいと思います。また、前原大臣本人からも欠席に関するおわびの言葉を預かっておりますので、その旨お伝えさせていただきたいと思います。

前回は委員の皆様より、この原子力委員会の見直しに当たっての基本的な考え方について御議論いただきまして、会議の中でも、また、会議の後にも数多くの意見を賜りました。本日はいただいた御意見を踏まえ、この基本的な考え方を再整理してまいりましたので、ぜひこれについて忌憚のない御意見を賜ればと思います。

年末のお忙しい時期に重ね重ね密な御議論をいただいていること、御礼申し上げます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

○大西座長 それでは、議事に入ります。原子力委員会見直しに当たっての基本的な考え方について、前回御議論をいただいたわけでありませけれども、その際に頂戴した御意見を踏まえて整理して、経過としてはそれをお送りして、さらにそれに対して御意見いただいたものを反映して、今日の資料はできているということでもあります。

それでは、最初に事務局から説明をしてもらって、今日はこの1点となりますので、その案をめぐって意見交換させていただければと思います。お願いします。

○国家戦略室 それでは、資料1に沿って御説明させていただきます。

資料1は前回御議論いただいたものに、その後、変更を加えたものを見え消しのバージョンでやっております。変更箇所をこのページに沿って御説明させていただきたいと思っております。

1 ページ「はじめに」にあります、今回で取りまとめをお願いするというので「6回」という数字を入れさせていただいております。

2 ページ、経緯でございますが、中央省庁再編に伴う動きの中に明示的に「旧科学技術庁から内閣府に移管」と明記させていただいております。

4 ページ、原子力委員会の現行機能につきましては、説明責任について前回御議論がありまして、後で出てきますが、その用語に合わせてここでは機能というのは説明という機能だということで、そういうふう書き直させていただいております。

その下の図2でございますが、前回御指摘ありまして、機能を4つに整理しているのを個別の機能、業務内容にそれぞれどういう分類に当てはまるかというのを大きな箱でくくる形で示させていただいております。詳細を見ると重複等もあるのですが、大きく分けるとこういう4つをそれぞれ機能ごとに分けることができるかなということで、そう整理させていただいております。

5 ページ目の上またはその一番下に「我が国」を「政府」に変更しているものがございますが、これは吉岡委員の御指摘に踏まえて我が国なのか、それとも我が国政府なのかというのを明記させていただきました。

5 ページ「iv) 原子力利用のための政策資源の縦覧性の確保と内外への説明」ですが、これは現在、一元的に説明していると言い切れるかという御議論がございました。今回は現在必ずしも一元的ではないという御意見もありましたので、それを「総括的に」という言葉で説明させていただいております。

6 ページ、一番上は用語を正しくということで「条約 (NPT) を批准」と書かせていただいております。また、その下のところは言葉をより正確にしたものでございます。「日本を含む9カ国」というのも、内容をもう少し詳細に書かせていただきました。

6 ページの下の方にあります「3. 原子力政策を巡る環境変化 (原子力政策の転換)」でございますが、ここは前回の御議論で、現在あるエネルギー・環境戦略に書かれていることを客観的に書くべきではないかという御議論がありましたので、7ページにかけて困難な課題に取り組んでいく必要があると考えられる、どうする必要があるといった見解の部分は削除しまして、戦略に書いてある内容をできる限り忠実に書くという整理をさせていただいたものでございます。

8 ページ、第2章にまいりまして、ここも1. は「科学技術庁から」を入れさせていただいております。

下のほうの政策変化等の影響の部分でございますが、ここは原子力委員会以外の部分でそれぞれいろいろな取り組みが進んでいたことを明記するに当たって、エネルギー基本法に基づくエネルギー基本計画の話と、地球温暖化の話それぞれ明記させていただいております。

また、9ページ目のパラグラフ「また」以下の「使用済核燃料の処理（中間貯蔵、再処理、最終処分等）」という部分につきましては、要望を整理するという観点から、現在大きな課題になっているのは使用済核燃料の処理で、その中身としては中間貯蔵、再処理、最終処分。この最終処分の中には高レベル放射性廃棄物の処分も入りますし、直接処分という議論も今、出ておりますので、その概念も含み得るということでこのような整理にさせていただきます。

10ページ、第3章で前回御議論がありましたのは、技術的知見の専門性は必ずしも原子力だけではない、一般的に宇宙とかそういったものについても専門性はあるので、原子力行政の特殊性という整理の中には当てはまりにくいのではないかという御議論がありました。他方、技術的なものも含めて原子力はどうしても長期にわたってメンテ、維持する必要があるといった特殊性があるという御議論もありましたので、前回は行政の継続期間の長期性という、長期性が行政だけにかかっておりましたが、ここでは技術、事業、すべて長期性というものが原子力の特徴だろうということで、そういう整理をさせていただきます。

その下の「公害問題」の場所を変えたりというのは、その上の対応関係、事故やトラブルに伴う放射能汚染や核燃料廃棄物の処理というのと対応させると、公害問題を先に持ってきたほうがいいかということで持ってきております。

また、監査的機能の必要な理由のところ、当初は社会的需要を高めていくためにもということで例示を挙げておりましたが、そのほか平和的利用の担保という機能を果たすためにも監査的機能は必要だという御指摘がありましたので、それを入れさせていただきます。

11ページ、原子力基本法の基本方針の中の安全確保の部分の説明のところですが、これはもともとは原子力規制委員会及び原子力規制庁が主として担当と書かれていたのですが、安全の確保を実際に行うのは事業者であって、規制庁はそれを規制することを明記したところでございます。

②目的の部分で、原子力基本法の現在の目的を修正する必要があるやなしやの判断の根拠の部分にありますが、従来はエネルギー政策の変更ということだけ書かせていただいたわけですが、伴委員の御指摘を踏まえまして、原子力発電が必ずしも他の電源と比べて特に推進が必要という段階ではなくなりつつあり、そういうことも明記すべきだという御指摘がありましたので、その旨を挿入させていただきます。

12ページ、もともと表題を「2. 今後とも必要と考えられる機能」と書いてございましたが、必ずしも現在、原子力委員会がやっていないもので新たに必要になる機能について

も検討の対象とすべきだということで、必ずしも「今後とも」は不要だということで、そこを消させていただきまして、それに合せて前文のところ「さらに必要な機能があるか」ということで、そういう現在原子力規制委員会がやっていない機能も含めて検証の対象となり得ることを書いております。

「i) 原子力の平和的利用の担保」でございますが、これは言葉を明記して原子力の平和的利用の担保に関係するプロセスとしてはウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの管理等というふうに、論点とかバックエンドの流れで整理させていただきました。

またii) の下のほうでございますが「経済的計算が成立しにくい」という言葉は削除させていただきまして「使用済核燃料の処理」は前の文言と合せております。それで中間的貯蔵、再処理、最終処分等。この部分には廃炉の部分も含めて整理させていただきまして、それを含めてバックエンドに係る政策と整理した上で、さらに東電の福島第一の話も含めて全体をバックエンド政策等と整理しております。「技術的知見の専門性」は前に合せて削除させていただいております。

「iii) 各府省間にまたがる政策の調整」ですけれども、ここは前に御議論がございまして、必ずしも全く形骸化しているから要らないんだということでもない。実際に意義が低下していることがある一方、平和的利用の担保やバックエンド政策等の企画立案等を行う組織ができる場合には、そこが統合的に政策調整機能を行うこともあるのではないかとこの御議論がありましたので、それを明記させていただいております。

「iv) の内外への説明」の部分ですけれども、このところは「推進や規制という立場から独立した機関が」というのは必ずしも明確ではないということで、そこを削除しております。また「一元的な」という言葉につきましては、指摘の中では一元的な情報提供が求められるという御議論がございましたので、今できているかどうかは別にして、機能としては一元的にやる機能があってもいいのではないかとこのことで、そういう指摘があったというところで言葉は使わせていただいております。

下から6行目ぐらいになりますが「原子力委員会又は後継組織が置かれる場合には、一元的に説明責任を負う主体として、当該組織が縦覧性の確保も含めて担当することも考えられる」ということで、必ずしもこの有識者会議の中でそれが適切と、異なる意見もございましたのでということではなくて、担当することも考えられると書かせていただいております。

13 ページ下のなお書きでございますが、中西委員からの御指摘がございまして、いろいろな行政文書または情報管理・公開について曖昧になってしまうと、内外への説明責任という点でも不都合が生じるだろうということで、原子力委員会の後継組織が置かれる場合にはきちんと引き継いで、適正な判断で進められることが必要だというのを挿入させていただいております。

14 ページ「3. 原子力委員会設置法の所掌事務毎の整理」につきましては、その前の第3章のいろんな機能の整理でやりました文言の整理を反映したものとさせていただいております。

16 ページ、第4章でございますが、こちらは増田委員等、複数の委員から選択肢を示す、その選択肢ごとに優位的側面、消極的側面というものについては、必ずしも十分網羅的には議論ができていないのではないかという御指摘がございましたので、体制、組織を考える際には機能から考えることが適切であるという御指摘がありました。

これらを踏まえて大幅に変更しておりますが、16 ページでございますけれども、先ほど申しましたように機能から考えるというのを原則ということを書かせていただいております。本来、原子力に係る行政組織・体制を検討する際には、原子力行政の内容に応じて必要な機能を明らかにした上で、その機能を果たすために最適と考えられる組織・体制を決めていくべきだ。

他方、組織・体制によって担うべき機能の範囲も変わってくる場合もある。これは機能の大きな3とか4にあります政策調整のようなものは、組織がどうなるかによってそれを統合的にやったほうがいいかどうかという議論もありますので、一種、双方向の部分もあるということを書かせていただいております。

第3章では、その大きな方向性を前提として、今の原子力委員会の機能を参考にしながら、今後の原子力行政において必要と考えられる機能を検討したということで、その際、統合的な機能をどこまで原子力委員会または後継組織について、組織の形態によって判断することが適切であるということもありましたので、したがって、機能と組織形態は総合的に検討することが必要であろう。そういう意味では機能と切り離して行政組織体制のみを検討することは余り意味がありませんが、あえて例として行政組織の形態を挙げると以下のとおりということで、5つ書かせていただいております。

なお書きで、特に原子力委員会またはその後継組織と原子力規制委員会、原子力規制庁との関係については、どのような距離感を持つかということも含めて十分に検討する必要があると書かせていただいております。

選択肢は前回と同様に5つ書かせておりました、8条委員会の話で、ここの権限のところに注4を追加しておりました、これは前にもあるのですが、内閣総理大臣への勸告権につきまして、これまで行使実績がないことを注で明記させていただいております。

(2) 3条委員会を組成というところでございますが、ここにつきましては次の原子力庁を設置という、同じ3条に基づく3条委員会と庁の2つ並べておりましたが、この違いが必ずしも明確ではないので、何らかの形で明らかにしておいたほうがいいのではないかと御指摘がございましたので、下の注で3条委員会と庁の違いを書かせていただいております。

幾つかの参考文献を全体で書かれていることを整理しますと、3条委員会は一定の独立性の担保が1つの大きな目標と位置づけられていることがございます。それに対して庁は

どちらかと言うと省の持っている本来の行政事務を切り出して行うことが効率的あるいは適切だ。それによって責任の所在の明確化等も図ることを意図してつくられることが多いということで、そういう違いが一般的には言われていることを注5に書かせていただいております。それを踏まえて原子力庁の特徴も書かせていただいております。あとは先ほど申しましたように優位的側面、消極的側面を全て削除しております。

19 ページにそれを踏まえて最後この組織についてのまとめのところですが、改めて機能との関係を書いておまして、前述どおり本来どのような組織の形態をとるかという点については、必要と考えられる機能を果たすために最も実行力があり、効率的であることを目指すべきである。その例として例えば平和的利用の担保につきましては、その機能の性格上、監視的な役割が求められる。したがって、独立性の高い組織との親和性が高い。そうすると既存の行政組織よりも8条委員会、さらには3条委員会といった組織のほうがなじむものと考えられます。

他方、バックエンド政策等の企画立案と、もう一つの大きな機能として必要と言われたこの点については、他省が行う原子力行政に対する指針を示し、実行を促すような組織体制が望ましいということになるかと思えます。したがって、その求められる機能ごとに別の組織体制とすることも考えられるのですが、他方、高い専門性を必要とする組織という意味では、異なる機能を1つの組織で担当することの有意性も考えられますので、こうした点を勘案しつつ、機能と各行政組織体制の特徴を十分に考慮して議論を深め、総合的判断することが必要と考えられるという形で整理しております。

19 ページの「2. 新しい体制の発足までの対応」につきましては、法律上の意見提起要員につきまして、より正確に記述をさせていただいております。

20 ページのまとめのところですが、この点につきましては第1章から第4章までの整理の変更に従いまして、文言の修正を行っております。

以上でございます。

○大西座長 ありがとうございます。

それでは、今のが今日原案となりますので、これについて御意見を頂戴したいと思います。

まず最初のほうから2章までが現状の分析、整理、評価となりますので、9ページまでについて御意見があったら、ここの範囲でお願いいたします。

○伴委員 「はじめに」から読んでいきますと、この見直しが、歴史の必然というか、50年経過してきて実態と合わなくなってきたという必然性の部分と、もう一つは直接的にこの契機となった福島原発事故があると思うのですけれども、その福島原発事故に関しては3. で書いてあって、事故を受けて原子力政策それ自体が大きな転換点を迎えることになるかと書いていただいているのですが、もう少し原子力政策への不信といいますか、信頼が失われたとか、そういう一言を加えておいていただきたいと思います。

その1つの直接的な理由は13ページに「信頼回復に向け」とか、そういう言葉がぼつんと出てきているのですけれども、信頼が失われたということはどこにも書いていなくて、いきなり信頼回復に向けてとなっているので、そこの関連をつけたほうが良いと思うのが1つ。

もう一つは具体的な経過を見てみますと、ことし4月に原子力委員会が秘密会議を開いていたことが明らかになって、それで国家戦略室でも検証して、その秘密会議が政策にある方向性を与えると、影響を与えたことが認められたという報告がまとまっているという、結構大きな事件があったわけで、そういうことを直接言うわけにはいかないのかもしれないのですけれども、そこを少し念頭に置いた形で、やわらかい言葉で言えば信頼が失われたと言うのでしょうか、そういうことを書いて、具体的には6ページ3.の3行目あたりに一言入れていただければと思います。「事故を受け、原子力政策それ自体が大きな転換点を」となっているのですが「事故を受け」と「原子力政策」の間に、原子力への信頼が失われ、政策自体が大きな転換点を迎えるとか、こういうふうな形かなと思うのです。

○大西座長 確かに今の点というか福島事故については書いてあるのですが、例えば出だしの「はじめに」には直接書いていないのですね。だからここにも一言ぐらい、一番最初のパラグラフの中で見直しの背景が淡々と書いて、設置から50年たったので見直しとなっているけれども、それだけではないというのが今の御主張ですね。ここは一言ぐらいそこがわかるように補って、今の6ページ3.の御指摘に福島原発に関連して信頼が失われたということを加えるのはいかがでしょうか。これについて御意見がありましたら。文言はお任せをいただくとしましてよろしいでしょうか。

○山地委員 信頼の問題はどの範囲で書くかということがあると思います。伴委員がおっしゃるのは原子力委員会に対する信頼という意味合いですね。それだけではないですか。

○伴委員 それを書くともっと焦点が絞られるのだけれども、もう少し広く。

○山地委員 一般的に書いたらどうかという御提案ですか。

○伴委員 委員会に対するものも含めて、一般的なところで書くのでいいのかなと思ったのです。

○大西座長 そうなるとテクニク的には、ここのところは「1.に述べたとおり、原子力委員会を巡る状況は」が最初の文章です。次に東日本大震災と原発事故のことが書いてあって「原子力政策それ自体が転換点を迎える」ということになると、信頼を失われるというのを、何の信頼が失われたのかということは、今の御意見だと原子力政策が信頼を失ったことになるのですか。そういう書き方でいいということですか。

○伴委員 はい、そうです。

○国家戦略室 先ほどの御指摘との関係で、原子力行政というのを13ページに使っております。そちらにもつながることを考えると原子力行政というも。

○大西座長 行政政策。政策それ自体が。

○国家戦略室 原子力行政への信頼が失われ、原子力政策それ自体が大きな転換点を迎える。

○大西座長 今回の文案を候補とします。

それから、1 ページ目で「原子力政策についても見直すこととし、設置から約 50 年」云々とありますが、ここに事故が契機になっているんだということについて明記する。そうではないと何となく年とったから見直すという淡々とし過ぎているような感じにもなるので、その 2 カ所については異議はないということで、では中西委員、どうぞ。

○中西委員 前回お休みをしまして申しわけありません。ですから前回の議論と重なっていたら申しわけないのですけれども、そんなに強くこだわるわけではないのですが、今、御指摘の第 1 章の 3. を拝見していて、あるいはこの部分は 2 章に移すというか、そういうほうがバランスがいいような気も少しいたしました。第 1 章は原子力政策と、その中でも原子力委員会の位置づけの経緯を比較的時系列に沿って議論されているのですけれども、3. は環境変化という形になっていますが、実際には問題が生じているという内容がメインではないかと思えます。

第 2 章で小見出しだけ見ますと省庁再編、政策変化等の影響となっているので、この福島事故を含めた原子力委員会あるいは原子力政策そのものの問題ということが、第 2 章でないのは寂しいと言ってしまう言葉が変ですけども、少しその後とのつながりから言っても足りないような気がしますので、1 つの案で強くこだわるわけではないですが、バランスから言って 3 の部分を適宜修正していただいて、第 2 章に移すことも考えていただければいいのではないかと思います。

○大西座長 今回の御意見について、1 章は事実関係、政策の変遷を整理してきているということで、最後の 3 のところはむしろ評価につながるのではないかと御意見ですが、いかがでしょうか。何かこれに関連して。

○吉岡委員 自分の意見はまた後で、これについてだけですけれども、流れとしては 6 ページの 3. というのは、この場所にあるのが適当なような気がしまして、もし移すとすれば 2 章ではなくてむしろ 3 章の冒頭なのではないか。原子力政策が環境変化を起こしているから、原子力政策について考え直すという趣旨なのです。しかし 2 章は原子力委員会についてしか述べていないわけですね。だから位置としてはこの位置が一番おさまりがいい。

○大西座長 1 章の最後のほうがいいと。

○吉岡委員 このほうがおさまりが良くて、動かすといろいろ変えなければいけない気がします。

○中西委員 すみません、いろいろ変えないといけなくなるかもしれないという御懸念はもっともだと思いますので、こだわるものではありませんので、基本的に私は座長に取りまとめをお任せしたいと思います。

○大西座長 ほかに今の点に関連して御意見ありますか。

○吉岡委員 2点ありまして、1つは8ページの一冊下ですけれども、エネルギー基本法で「同法に基づくエネルギー基本計画の中でエネルギーミックスが決定され、それを基にして」という表現ですが、多分これは私の記憶が正しいと思うのですけれども、最初のエネルギー基本計画をつくる委員に私はなっています、2002年ですが、そのときの時代的背景としては自由化の影響があつて、具体的数値というものは余り明記しない方向で当時の原子力エネルギー政策が行われていた。ですからそこにはミックスなるものは書いていなかった記憶があるのです。ミックスという考え方自体も何かエネルギー産業は民間産業だと思ふのですけれども、防衛力整備計画みたいな感じであつて、これを書けというふうにはエネルギー基本法は決して言っていないし、最初のエネルギー基本計画もそうではなかったもので、この辺の表現をもう少しそのようなニュアンスで。

○大西座長 具体的にはどんな案があり得ますか。

○吉岡委員 ミックスを外して、エネルギー需給の基本的方向性とか

○大西座長 「が決定され」はいいですか。

○吉岡委員 それは政策ですからいいのです。エネルギーミックスと言うと民間もこれに従えみたいな、日本としてどうしなさいという意味が出てくるので、私は相当抵抗感があります。政策として需給の方向性を目標として決定するという、この機能は果たしてきたと思いますので、それでいいと思います。

○大西座長 ここは事務局から意見はありますか。

○国家戦略室 御指摘のとおり、エネルギーミックス自身は実は当初のエネルギー基本計画にはなくて、直近のところで数字が出ておりますので、御指摘のとおりエネルギーミックスが決定されているところまで書くと、エネルギー基本計画との関係では若干違っている部分がありますので、今のお話でエネルギー需給の基本的な方向性が決定されたという文言でいいのかと思います。

○大西座長 では、そのように直すという案ですが、これについて。

○国家戦略室 歴史的には御指摘のとおりであります。ここは原子力委員会の相対的な機能の後退を象徴的に言うということで、前回の計画を意識して、そういうことも起こっていることを実は入れているのです。したがって「エネルギーミックスが決定され、それを基にして」と書かないとすると、地球温暖化計画についても、それを基にしてという形でない形で併記をするということによろしければ、そういうふうにしていきたいと思ふます。

○吉岡委員 もう一点いいですか。

○大西座長 ちょっと待ってください。ここはまず「需給の方向性が決定された。」ですかね。「それを基にして」を削除して「それも踏まえつつ、地球温暖化対策の計画が策定されるなど、エネルギー及び環境政策の観点からは、原子力委員会の相対的位置づけは既に低下してきたと言える」。ちょっとつながりが。

○国家戦略室 むしろ「決定された。他方で温暖化ガスの排出抑制の観点から」云々かんぬんという形でつなげないと、これは因果関係で書いていますから、因果関係を遮断してそれぞれ独自のものとして。

○大西座長 そうすると、原子力委員会以外のところでこうした重要施策の議論が行われて決定したという例として挙げて、低下してきているというふうの評価する。そういうことでよろしいですか。

○城山委員 今の点で事務的に確認ですが、温暖化計画の中で数字は入っているのですか。例えば原子力を5割近くといった、数字までは入っていないのですか。

○国家戦略室 数字はないです。その前提となるときに、こういう。

○城山委員 その前提となるエネルギー基本計画の最近のほうのものは、数字が入っているというお話ですか。

○経済産業省 経済産業省ですが、そこを正確に言いますと、最新のエネルギー基本計画でも全体のエネルギーミックスの数字というのは決定文書には正式に入っていないです。参考資料に入っているだけで、ごく一部再生可能エネルギーなどの割合をどのぐらいにするという、そういった数値は基本計画の中に入っているのですけれども、ただしミックスという形では入っていないので、その意味ではこの書きぶりはやや書き過ぎですので、そういった意味では基本計画にも原子力政策なんかの数字は入っていないので、恐らく温暖化計画のほうにもそういった細かい数字というのは入っていないと理解しています。

○城山委員 多分表現はお任せしたほうがいいと思うのですが、ただ、我々の議論とのつながりで言うと、原子力委員会もそもそも決定機関ではないので、要するに決定をするというか、ミックスに関する議論というか、方向性の大枠の議論をほかでしているということを書くことがむしろ重要なので、決定という局面に必ずしもこだわる必要もないのかもしれないと思います。だからその辺も踏まえて適切な表現を考えていただければと思います。

○大西座長 最後ですのでできるだけ固めていきたいと思いますので、今のところはまず、8ページの2行目の一番最後のところから「エネルギーの基本的需給の方向性が決定された。他方で地球温暖化対策」云々。あとは変更なし。

○城山委員 その場合、併記するのであれば地球温暖化対策で何が議論されたか、あるいは何が決定されたかということを書かないとおかしいですね。そのエネルギーの基本的方向性みたいな同じ文言でいいのか、少し表現を変えるのかというのを決めていただいたほうがいいと思うのです。

○国家戦略室 地球温暖化対策の計画の中に目標数値のようなものがどう書かれているか、書かれていないかも含めて確認をして、言葉は考えたいと思います。

○大西座長 そうですね。原子力の位置づけに当たるところをここで引くことにしたいと思います。今の点についてはそういう修正ということよろしいでしょうか。

吉岡委員、もう一点ありますか。

○吉岡委員 これをどこに入れたらいいか、まだわかっていないですけれども「内外への説明」です。前は「一元的」がついていたのが「内外への説明」という話が後のほうにも何度も何度も出てくるので、その場合の何を説明するのかというのが非常に重要になってきて、政府の見解を説明するというのが1つの重要な機能だけれども、しかし、政府の見解をも相対化した、監査的機能というのが後で出てくると思いますが、政府と国民が対立している場合には政府の見解を代表しても国民には信用されないもので、社会的信用を担保するには政府の見解をも相対化した立場も含めることが必要です。それをどうミックスするかというのは非常に難しい綱渡りみたいな問題ですけれども、両者をうまくバランスをとってというニュアンスを、より明確にどこかで書いたほうがいいのではないかとというのが私の気持ちです。

○大西座長 今の点は2章に関連してですか。

○吉岡委員 5ページで「一元的説明」というのが初出で、その後、何度も出てくるのですけれども、説明というのはどういうスタンスでやるのか1行ぐらい何かあったほうがいいのではないかと。政府の見解を説明するだけではなくて。

○大西座長 「原子力政策の縦覧性を確保し、これを総括的に説明するという機能がある」と書いてあるので、原子力政策ですから政府ですね。

○吉岡委員 他方でそれを監査する機能も。

○大西座長 それは事実として、まずここでは書くということですね。

○吉岡委員 はい。原子力委員会に政策評価に関する部会というのがあったと思うのですが、実際の内容は現状追認だけだったと思いますけれども、私も委員をやったことがあるのですが、政策評価も行うということですから、政府の個々の政策に対してこれはいかんということもあり得るというスタンスで、原子力委員会の機能としてはそうであったような気がします。

○国家戦略室 例えば今のお話であれば、5ページiv)のところですが「原子力政策の縦覧性を確保し、その評価結果なども含めて、これらを総括的に説明する機能がある」という形でいかがでしょうか。

○城山委員 事実としての確認ですけれども、原子力委員会がやっていた評価というのは、原子力委員会に対する評価ではなくて、原子力政策全体にかかわる評価を原子力委員会としてやっていたということですか。

○吉岡委員 主に是非ではなくて、進捗状況ではあります。

○城山委員 だとすれば、そういうことを触れることは問題ないのではないかと思います。

○大西座長 14～15ページに原子力委員会の所掌事務を、条文ですけれども、一～八あるので、これはどれに当たることをやっていたのですか。

○国家戦略室 逆に言うと図2を見ていただいたほうがわかりやすいと思うのですが、基本方針策定の下に政策評価ということで、ここが今のお話に該当するのかなと思います。

○大西座長 こういうことをやっていた。それを同列に書くのですか。

○国家戦略室　なので「原子力政策の縦覧性を確保し、その評価結果なども含めて、これらを」ということで、そういうものも入れて説明をする。

○大西座長　技術評価、政策評価と2つありますね。その文言を入れるということですか。ここは吉岡委員の御意見はいかがですか。技術評価と政策評価という文言を追記するというのでいいですか。

○吉岡委員　クリアになると思います。

○大西座長　それでいいですか。

○吉岡委員　はい。

○大西座長　では「原子力政策の縦覧性を確保し」の後に技術評価と政策評価もやっていたと言って、それらを説明するという書き方にすることにさせていただきます。

○城山委員　そこも確認していただかないといけないと思うのですが、技術評価と政策評価は若干性格が違うのかなという感じもしています。政策評価は原子力委員会も含まかもしれませんが、関連行政機関がやっていることを、ある意味、後からレビューをして、課題があれば指摘するとか、そういう機能ですね。他方、技術評価というのはむしろ事前的に、例えば燃料サイクル政策をどうするかだとか、そういうことを評価する機能なので、後から自己監査的役割を果たすというよりかは、事前に一定のアドバイスの機能を原子力委員会が持っていたという局面で果たしていた機能なので、若干監査的な機能とは少し違うのではないかと思うのです。

技術評価を各省庁が実はやっていたということはあるかもしれないので、実態として監査的であったことはあり得るかもしれないのですが、多分仕組みとしてはこういう評価はむしろ監査的機能というよりかは、原子力委員会がある種のアドバイス機能として持っていたということなので、ちょっとそこは切り分けたほうがいいかもしれないなという感じがします。

○大西座長　技術評価については2冊報告書が上がっています。

今の点で追加をして記述することにはしたいと思いますが、政策評価だけにとどめるかどうかです。どなたか御意見がありましたら。

ここは過去やってきたことですが、原子力委員会の事務局は何か意見はありますか。どう書いたらやってきたことを正確にあらわせるか。

○内閣府　城山委員から御指摘の技術評価は、まさにアドバイスの機能として行ってきたようなものと、政策評価の一部と研究開発プロジェクトの進捗状況の確認という意味で、政策評価の前段階ないしは一部として行われたようなものも混ざっているということではないかと思いますので、整理がきちりできるわけではございませんが、大きく政策評価とくくってもそんなにおかしくはないのではないかと思います。

○大西座長　では、記述としては政策評価ということで代表させる。今の点は追加をすることにいたします。ほかに、一応9ページまでのところですが、よろしいでしょうか。

それでは、10 ページ以降です。これは最後までまとめてということにしましょうか。まず3章について御意見がありましたら。

○山地委員 まず11 ページですけれども、②目的の上に国際協力に資するとあって「同上」となっているのですが、これの意味がはっきりしない。成果を公開のところで読むのが普通かもしれませんが、とすると少し違う。広く日本の技術が海外でも応用され、安全の水準が高まるように努めるというのは入りますが、それ以外に平和利用の担保のところとか、核不拡散、核軍縮への協力とか、そういう要素が重要だと思うのです。同上で済ませているのはちょっと問題があるのではないか。

○大西座長 多分これは最初の私のメモがそのまま残ってしまっているのだと思うのですけれども、雑に書いてあるのですが、もう一回書くべきポイントを。

○山地委員 平和利用の担保ということ自体は、国際協力だけではないが、核不拡散、核軍縮への協力というのが恐らく重要なポイントだと思います。安全とか我が国技術の展開というのもあるかと思いますが、両方書いたらいかがですか。

○大西座長 では、成果を公開の後ろの日本の技術は海外でも応用とか、安全水準が高まるということに加えて、平和利用というのを入れてここに書くということですが、御異論はありますか。よろしいですか。では、国際協力に資するというところについては、そういうことを入れるようにしたいと思います。

○山地委員 あと数点あるのですけれども、まとめてよろしいですか。

もう一つは12 ページ、13 ページあたりから、要するにどの機能をどうするかというところで「原子力委員会あるいは後継組織」「原子力委員会または後継組織」と両方の表現がありますけれども、意味するところは同じだと思いますが、この「原子力委員会または後継組織」というときには、4章に書いてある3条委員会とか8条委員会とか原子力庁とか国会付設機関がそれに当たるのはよくわかるのだけれども、例えば他省に移管するというのもあるのですが、それはこの「原子力委員会または後継組織」という中に含まれているのか含まれていないのかがはっきりしないと思うのです。

これは後で言ったほうがいいのですが、例えば平和利用の担保とバックエンド政策のところは、特に何か後継組織というか機能として確保しなければいけないという結論に持っていくのですけれども、平和利用担保の機能とバックエンド政策に関する機能というのは大分違う。これは監査的機能とか実務があるというところで違う。そこは後で出てくるのですけれども、そのときにもし「原子力委員会または後継組織」というのが他省への移管というのを含まないのだとすると、私はバックエンド政策機能の一部は他省への移管もあり得ると思っているので、ちょっと何か書いてほしい。

具体的に言うと13 ページの一番上の行なのですけれども、これはバックエンド政策のところなのですが、これが「原子力委員会または後継組織」と書いてあるのだけれども、この中に他省への移管が入っていないとすると、私はこの部分は他省への移管もあり得るかと思っているのです。そこをはっきりさせていただきたいというのが2点目です。

○大西座長 全体では他省へ移管するという記述はどこかにありましたね。選択肢としては部分的に移管するというものを用意しているわけです。だからそういう点では後継組織の中にはそれも含む。つまり、あるときに原子力委員会が見直されて衣替えされる。衣替えの仕方がいろんなオプションがある。その中の1つにそういうものが入っていて、衣替えされた組織全体を、衣替えしない場合が原子力委員会ということだから「または」以下は衣替えされたものですね。そこには入ると私は理解していますが、どうでしょうか。一般的にはそう理解できるのかなと思うのだけれども。

○城山委員 一応ここでの整理はそういうことなのだろうなと理解していますが、そうしないと全体のロジックが合わなくなってしまうので。

○山地委員 しかし、例えば総合科学技術会議にできるかもしれないと具体的に書いてあるところがあるものだから、そこの関係がちょっとと思ったのです。

○城山委員 そういう意味で言うと、ちゃんとつじつまを合わせようと思うと他省への移管、既存の行政組織への移管のところをもう少しいろんなことを本文では書いてしまっているわけです。総合科学技術会議に一部の機能を移管するというのも、移管というのか、そこに委ねるというのも入っているので、その整合性をどう担保するかということは確かに課題があるのではないかと思います。

○大西座長 だから後継組織に、しかし他省への移管を含むと書くと強過ぎるような気もするのです。その一部でそういうこともあり得るという程度にしておきたいという気がするわけです。

○中西委員 そちらは第4章で既存の組織に移管するという記述を少し変えていただくような話で調整していただくほうがいいのではないかと思います。おっしゃるように後継組織というところに既存の省庁への移管も含む云々ということになると、かなりメッセージが強くなってしまいますので、むしろ4章の記述の仕方その辺は調整していただいて、今の山地委員のおっしゃるような趣旨も含まれるというか、そういうふうになるように書いていただくほうがいいのではないかと思います。

○大西座長 いいでしょうか。そこは後で議論するということで。

○山地委員 あとは簡単な点ですけど、14ページの上から3行目「但し」が、どうもこういう文章は私は弱くて、実際の機能が複数の所掌事務を根拠としている場合に留意しろと言うのだけれども、これの意味するところがわからなくて、御説明してくればいいという程度です。

ついでに言っておきますと、その下の行の「全体的な政策は、少なくとも当面は」という、この「当面」が曖昧だなと思って、何となくここはもう少し当面という言い方でない表現にさせていただけないかなと思うのです。

もう一つは15ページの一番最後の八ですが、これだけ書いてオープンにしておいていいのですか。何となく座りが悪いなという気がします。

以上です。

○大西座長 ありがとうございます。

まず2行目「但し」以下は事務局から。

○国家戦略室 これは単純に、必ずしも法律の所掌事務と実際の業務はきれいに切り分けられないことを言いたいためのあれなので、要は1つの原子力委員会がやっている業務が本当にどれかに必ず1対1対応しているかというわけではありません。複数を踏まえてやっているものもありますということを主張したかっただけですので「ある点は留意が必要である」というのは要らないかもしれない。「している場合もある」でいいかもしれません。

○大西座長 それでよろしいでしょうか。

それから、2つ目の点は一の「全体的な政策は、少なくとも当面は、内閣直轄の組織が担当」云々ですが、特に「少なくとも当面は」という表現ですね。これは新しい政策が決まって、その新しい政策を決めるプロセスについては内閣直轄の組織がやるべきだという主張ですね。エネ環会議が今そうですが、それないしはその後継、そういった政策決定に直結したものでないと大きな政策変動を扱うので、扱えないのではないかと。

少なくとも当面というのは、原子力利用の新しい方向がある程度確立するまでということになりますね。少なくとも今、政府から大きな変更が出されているわけですから、しかし、選挙があるという中でその決着を見なければいけない。そういうことを含んでいる表現が余りストレートに書きにくい。だからこの当面はそんなに長くないかもしれない。しかし、政策を見ていると少しゆっくり考えたいところもあるので、こういう表現になっています。

○山地委員 そう読むのですか。でも「但し」以下のことは結構大事なことです。「平和利用の担保、バックエンド政策等の企画立案」。

○大西座長 ここは既に述べていることを所掌事務に即して再整理しているというような意味のパートです。したがって、バックエンドとか平和的利用の担保については、専門性があるとか幾つかの点で原子力委員会等が担当すると既に述べているので。

○山地委員 これはだから割と長期的なことを言っていますね。当面は担当で「但し」という展開になりますか。そこがちょっとおかしい。

○大西座長 その全体的な政策というのは、まさに原子力利用のあり方ですね。そこについて言っているのですが、ここはもう少し説明をしたほうがいいのかということですか。例えば12ページ「ii) 原子力政策に関する基本方針の策定」に当たるのだらうと思うのです。

○山地委員 ここにある「少なくとも当面は」に当たる文章ですか。

○大西座長 はい。

○国家戦略室 「但し」がおかしいですね。

○大西座長 そこがここのところをまとめているのだということがわかるように補うことにさせていただきます。

山地委員からはよろしいでしょうか。吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 10 ページの最初の部分で例えば(2)の上ですけれども「=社会的受容困難性への対応機能」とか「=監査的機能」というものがあるのだが、これをイコールはなくして文章表現にしたほうがいいのではないだろうか。

○大西座長 何か所か括弧の最初のイコールですね。

○吉岡委員 2つあります。

○大西座長 上のほうにもありますね。3行目。

○吉岡委員 はい。それを言葉にして。

○大西座長 言葉にすると、ただ書く分でいいですか。イコールを取ってしまう。

○吉岡委員 取ったほうがベターですね。

○大西座長 では、イコールを取ることにします。

○吉岡委員 それと「平和の目的に限り」というのが最近選挙で議論になっていて、平和というのは何ぞやというのを、注ぐらいで加えておいたほうがいいのではないか。政党の中には多数派が核武装を検討しようとか言っている党があるわけですから。原子力委員会後継組織でそれを検討するというのは、私としては非常に気分の悪い話であって、平和は非軍事だと説明しておけばどうか。宇宙でも最近これはありましたけれども、その辺の注があってもいいのではないだろうかと思います。

○大西座長 持ってくるとしたら、何を持ってくればいいですか。

○中西委員 今の吉岡委員の平和の部分は御趣旨はよくわかりますし、私自身も核武装云々の話は適切な議論とは必ずしも思わないのですけれども、ここで注で書くには大き過ぎる問題ではないかと思っています。より大きな基本的な、それこそ原子力政策にかかわる問題ですので、もちろん既存の政策を欠くということはできるかもしれませんが、平和の定義という話をしますとむしろ泥沼には行ってしまうよう気がしまして、その問題についてあえてここで言及するのは、いかななものかなという気がいたします。

○大西座長 ここは査察等もあって、プルトニウムを軍事的目的に使わないということが国際的に監視されているわけです。ここで言っている平和の目的に限りというのは、そういうことに従うことを含んでいるわけでしょうから、ある意味でかなり限定された意味を持っているということだと思ふのです。それは縷縷出てくるので、割と明らかではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉岡委員 今までの運用としては、まさにそのとおりで、注で書いてもいいけれども、書くとそのニュアンスが強まるという中西委員の意見も一理あると思いますので、私としては注を書くことにはこだわりません。

○浅田委員 平和利用ないし平和的目的の概念については、厳密に言うとかかなりいろいろな意見といますか、概念としてはいろんなものがありまして、例えば IAEA で言う平和利用というのは非軍事ですけれども、NPT の場合にはもう少し限定されておりまして、核兵器その他の核爆発装置につながるというのが平和利用の反対概念です。ですから注をつけるということになりますと、細かな議論をしなければならぬところも出てきますし、大

体ここで皆さんが思っておられる平和利用という概念は、そんなに差はないと思いますので、注をつけるとかえってよくないのではないかと思います。

○大西座長 その議論は十分に、細かいところはやれていないということなので、今ここで少なくとも IAEA については何回か出てきますので、そういう枠の中で平和目的に限りということが実施されているということが、この委員会の考え方ということにしたいと思います。

ほかの点はいかがでしょうか。

○中西委員 1 点、見え消しの 11 ページの安全の確保というところで、前回の会合で安全の確保という 2 つ目のところで「事業者に一義的責任」という文言が入ったように理解しておるのですけれども、一義的責任という言葉にいろんな意味があり得るような気がいたしまして、安全の確保というのは原子力基本法に書いてあるとおりに非常に重要なので、これが事業者がやることですよととられかねない気もしまして、事業者が直接的責任を負うということではあると思うのですが、当然、原子力委員会も含めた、原子力規制委員会も含めた政府全体として原子力の安全確保は責任があるはずですので、その辺について規制を実施というのではやや弱いような気がするのですが、いかがでしょうか。

○大西座長 そうですね。これは規制を実施することで安全を確保している状態であれば責任を果たしているけれども、規制をすればいいということではない。安全を確保するための規制をしているわけですね。結果責任は問われるということだろうと思いますので、それがわかるようにする。一義的という言葉は法律か何かに出てくるのですか。

○国家戦略室 ないです。規制庁、いかがですか。

○原子力規制庁 原子力規制庁でございます。

この安全の確保につきましては、IAEA のほうで安全基準という割と大部な文書を出しておりまして、その一番最初の基本的な原則のところでは放射能リスクを回避して、その安全を確保する一義的な責任は、サイトを持っている事業者にあると言っています。多分それを引用してこういう言葉になっている。

逆に、政府がそれについて事業者の責任を何か肩代わりするようなことをしてしまうと、おかしなことになるということです。そこをはっきり分けたわけで、我々規制委員会はあくまで責任を持っている事業者を監視監督する役目であるというところで、まさに利用者を規制するというところで分離された役割がございますので、結果責任を政府が負うというのは今の IAEA の考え方あるいは規制の考え方からも、少し違うのかなという気はいたします。

○大西座長 だから、規制が有効だったかどうかということは問われるのではないですか。

○原子力規制庁 もちろん規制機関の規制政策が有効であったかどうかということの責任は問われます。ただし、原子炉ですとか原子力の利用そのものについて結果責任を問うということについては、これはむしろ利用と規制を分離する観点からは少し違うのかなという気はいたします。

○大西座長 だから規制をして事足りるではなくて、規制が安全を確保することにつながっているんだということについては責任があることになるのですね。ただ規制をすればいいということではないですね。

○原子力規制庁 もちろん規制は事業者に安全を確保させるために規制をするということなので、規制をすれば事足りるというか、むしろ適切な規制を行うということ。事業者がその規制を守り、かつ、規制で要求されたことだけではなくて、安全文化という言葉もございしますが、事業者もみずから常に自分の中で安全を高めていくこともあります。気になるのは原子力の事業者が負うべき責任の一端を肩代わりするような、そういうことは、規制機関としては、してはいけないと思っています。

○大西座長 逆に言えば規制のとおりやっていたが、事故が起こった。交通事故なんかだとそういうこともあるわけです。例えば信号機のつけ方が悪いとか、交通ルールの適用の仕方が悪い。したがって、その場合は規制を改善することにつながっていくと思うので、そこは規制側の責任が問われているということですね。そういうニュアンスがあったほうがいいということですか。

○中西委員 IAEAの指針というのは存じ上げなかったのですが、翻訳の問題もあると思うのです。英語で一義的というのはPrimaryでしょうか。原文が仮にPrimaryという言葉だと、Primary responsibilityというときには、まず事業者に責任があるという言い方ですが、ほかの人が責任を負わないということでは必ずしもないのではないかと思います。

今、規制庁の方がおっしゃったように、規制主体と事業主体の間で安全確保と規制について混乱が生じることはいけないというのはもちろんあると思うのですが、原子力基本法で「安全の確保を旨とし」と言っている以上は、政府がそれを担保する責任を負っているのは当然ではないかと思しますので、事業者が直接的に安全を確保する努力を自主的に行うことは当然でありますけれども、政府がそれをオーバーサイト、監視をして安全確保が適切であることを国民及び海外に対して責任を負っていることは外せないのではないかと思いますので、そんなに長く書く必要はないと思いますが、その辺は整理をして安全確保は事業者がやることで、政府はそれを規制で見なければいいんですよという形にとられるようではないような形で表現していただければと思います。

○大西座長 どういう表現が考えられますか。一義的責任まで書くとしたら、そこまで意図したら原子力規制委員会及び原子力規制庁が規制を通じて安全確保とか、そういうことですか。

○中西委員 そうですね。安全の確保に当たっては事業者が直接的責任を負う。原子力規制委員会及び原子力規制庁が規制を通じて安全の確保を担保すると言うと多分強過ぎる言葉なんだろうと思いますが、事業者の安全確保の適切性を監督するといったぐらいではいかがかと思ひます。

○国家戦略室 これは恐らく相当タッチなワーディングになっていると思います。賠償の問題との連関などもあるかもしれないので、正確に政府がどのようなワードを使ってこれまで説明したかということとも整合をとらないといけないので、すみませんけれども、規制庁と確認をさせてもらってもよろしいでしょうか。

○大西座長 今の中西委員の提案は最後のところ「事業者が直接的な責任を負う原子力規制委員会及び原子力庁が規制を通じて事業者が安全確保するよう」。

○中西委員 「事業者による安全確保の適切性を監督する」。単なる案で厳密なものではないです。

○大西座長 そういうようなニュアンスで書いたらどうか。それに対して、原子力規制委員会設置のときの答弁があるということですね。

○国家戦略室 これは保安院のときも含めてずっと。

○大西座長 保安院のところとは違いますね。

○国家戦略室 法令上の連続性その他もありますので、ちょっとチェックします。

○大西座長 では、ほかの点で。

○伴委員 これは説明をしていただければよい話なのですが、ところどころに「企画立案等」という言葉が入っているのです。例えば12ページの最後の2行目は「企画立案等」となっていますし、13ページの(1)行目も、14ページの四も「企画立案等」。この「等」に含まれる意味は何なのでしょう。

○国家戦略室 この中でも出てくる言葉なのですが、要はその方針に従ってうなずき導く、監査していくようなところまで含み得る概念なのかなということ、企画立案だと足りないということで「等」を入れさせていただいております。具体的にその文言が19ページ真ん中ぐらいに「他方、バックエンド政策等の企画立案等の業務では、他省が行う原子力行政に対する指針を示し、実行を促す」というところがございまして、企画立案だけではだめで、それを他省に指示したり、実行するよという、監査というか監視というか、そういう機能までここが担うこともあるかなということで「等」を入れさせていただいております。

○城山委員 このあたりは詰めると厄介なところで、つまり後のところで、例えば組織の選択肢のところで3条機関だとか原子力庁というオプションを書くということは、場合によっては既存の省庁のある意味で実施機能を取り込むことも選択肢としてあり得るのです。だから私の理解は今の段階ではそこまでは書かないけれども、企画立案等というのは場合によっては実施も含み得るという理解なのかなと思っていたので、19ページはそういう意味で言うと具体的に書き込み過ぎているのかなと。これは中間形態のイメージですね。つまり企画立案だけで実施をお任せするのではなく、実施は全部取り込むのではなく、何かその中間的な指針を示し、実行を促すようなものが望ましいという、これは言い切ってしまうと特定の選択肢になってしまうので「等」はいろんなものを含める理解というのを確

認していただいて、ここは若干文章をぼかしてもらったほうがいいのかなどという感じがします。

○国家戦略室 例えば「望ましいこともあり得る」とか。

○大西座長 「体制もあり得る」でいいのではないですか。だけれども、これは例を挙げている説明ですからね。選択肢がもともとあるのだから、もともと特定しているわけではないですね。だからそんなにこだわらなくてもいいのではないかと思います。ある選択肢はこういうことだと。

○国家戦略室 まさに先生と同じ思いでして、これをやる基本は例えばバックエンドの問題も実は今、資源エネルギー庁がやっているわけですけれども、冒頭から信頼の話が出てきましたが、今の原子力政策の矛盾と言われている核燃サイクルの部分について、今の体制でいいのか、それとももう一回再編してどこかしっかりとしたところに集約するのがよいかといういろんなオプションがあり得るのだと思います。それに対しては原子力委員会で議論するときも間口はあけておきたい。しかし、先生おっしゃるようにそこまでの突っ込んだ議論ができていないということで「等」となっておりますので、それを表現できるような文言であるのが正しいと思います。

○大西座長 では、ここについては誤解のないようにすることにしたいと思います。

それでは、少し4章に行っていますので、4章、5章全部のところでお意見をありましたらお願いします。

○城山委員 1つは16ページの8条委員会の書き方なのですけれども、この機能強化というオプションで書く必要はあるのかなと。つまりこれは前のところでむしろいろんな選択肢を入れていただきまして、政策調整機能みたいなものは形骸化しているので、意味がないからやめるという話と、実質的に強化するというオプションを2つ書いていただいているのですけれども、逆に強化するのであればまさに機能強化は必要なのですが、それは捨てるというオプションも残しているので、そういう意味で8条委員会としてスリム化して存続するというオプションも多分論理的にはあり得ると思うのです。

そうすると表題に機能強化という形で入れるのではなくて、8条委員会として維持するか設置するかで、その中で場合によっては後に書いたような委員長、閣僚等あるいは事務局強化によって強化することもあり得るというぐらいのニュアンスで、逆に言うとそぎ落としてスリム化して存続するという平和機能の担保とか方針もあり得るという方向で書いていただくということかと思います。そこの表現は変えていただいたほうがいいのかなどというのが1つです。

○大西座長 今のところは8条委員会として設置という選択肢にするということでもいいですか。

○城山委員 そうです。ほかのところは組成という書き方をされていて、組成と設置と幾つかあるのです。

○大西座長 設置が多いのではないですか。

○城山委員 設置で一貫するのが一番いいのかなと思います。

○大西座長 では、ここは設置にしましょう。

○城山委員 その場合に、最後は丸で機能強化として考えられる項目とありますと、機能強化する場合に考えられる項目ぐらいで、少し機能強化がマストでない形にさせていただいたほうが。

○大西座長 それは皆さんよろしいですか。機能強化する場合に考えられる項目。考えられる手段かな。細かくやっていると大変だからいいです。

○城山委員 あと、表現の問題もあるのですが、リーガリスティックな話ですが、8条委員会と言ってしまうとまずいのだと思うのです。要するに国家行政組織法は内閣府にはかからないので、だから正確に言うと8条委員会ではないのです。いわゆる8条委員会ならいいのですけれども、だから内閣府に残す限りは国家行政組織法の対象外なはずなので、多分表現を考えていただいたほうがいいのです。これは意外と難しくて、論文で書く場合でも微妙な書き方をするのですが、ちょっとそれを考えていただきたいということです。8条委員会の場合に内閣府に設置とまで書く必要があるのかという点もあります。場合によっては移管した先で8条委員会ということも別にあり得ないことはないと思うのです。だから逆に言うと、内閣府設置というものを本当にここで書いておく必要があるかどうかということとも絡んできて、書かないのであればいわゆる8条委員会的な書き方もいいのかなという気はするので、そことの連関もあるので御検討いただいたほうがいいかなと思います。

○大西座長 では2行目は削除しますか。上に書いてあるのだから。そうすると内閣府でないことが逆にはっきりしてしまうということですか。

○城山委員 ロジカルに言うと、そういう問題はあります。だから国家行政組織法8条に基づく合議制機関あるいはそれに準ずる機関とか言うのでしょうか。

○大西座長 では、2行目のところを1行目に溶け込ませるということで。

○城山委員 準ずる機関というのも、むしろ正確に言うと内閣府における何とかという書き方ですかね。

○国家戦略室 内閣府における同様の機関。

○城山委員 そういう感じでしょうか。

○大西座長 内閣府という言葉を出さなければいけないのかどうか。

○城山委員 それは大西座長が言われた国家行政組織法と言ってしまうと、ロジカルに考えるとこれは内閣府ではないだろうと思われてしまうとまずいというので、逆に入れておくことになります。

○大西座長 わかりました。そこは今の趣旨で工夫することにさせていただきます。

○中西委員 1つは(1)はもともと既存の原子力委員会の枠組みを前提とした上で機能を強化するという、そういう選択肢で書かれていたと思うのです。ですから8条委員会というものが頭に出てしまったわけで、またこんがらがってしまって、(1)は現状の修正

ということで、(2)以下はかなり大きな改編、基本的には現在の原子力委員会の形では存続しないという分け方になっているのではないかと思いますので、8条委員会云々の法制的なところと両方絡んでしまって、どう整理すればいいのか私には知恵がないのですけれども、その辺の区分の仕方を工夫していただくのがいいのではないかと思います。

○国家戦略室 実は当初は御指摘のとおり、実際に原子力委員会をどうするかという選択肢を並べようということでこの案を書かせていただいて、実は前回の議論でもそうだったのですが、先ほど御紹介したように16ページの上にありますけれども、今回この5つというのはもう少し客観的に例示を並べましょうという議論が前回、増田委員からもございましたので、それに合せると逆に8条委員会という一種の単なる行政組織の類型だけを書くほうがよいように、途中で性格が変わった関係でなったのかなと思って、必ずしも原子力委員会を続ける続けられないというのは、ここで並べる例示としては難しくなったのかなと考えます。

○浅田委員 選択肢としてのこれまでの議論も今、中西委員が言われたようにそうだったと思うのですけれども、今残っている前の章との関係でも同様だと思います。つまり、現在の原子力委員会に対する評価のところでは位置づけが低下したということですので、その流れからすると論理的には強化の方向に行くということになると思うのですが、ただ、現状のままで行くというのもオプションとしては排除されないということでしょうから、論理の流れからする機能強化というのと、それに加えて現状を維持するということもあり得るといふ書き方をすると、全体として整合がとれるのではないかという気がするのです。

○国家戦略室 事務局が割って入るのはよくないですが、ここで整理したときに、今まで特に2001年の省庁再編で原子力委員会のトップが閣僚から変えられたとか、それで通常の審議会に格下げになったような格好で形骸化しているとか、いろんな問題提起をさせていただいたと思うのです。そういうものを最終的な取りまとめの中にそのままの形で色濃くは書けないと思いますけれども、そういう議論をした足跡を整理の中に反映させることは必要で、そうすると、恐らく基本は今までの原子力委員会をさらに少し充実強化する形をオプションとして入れることはあり得る選択だということを規定すること自体は、恐らく非常にこの今までの議論を総括する上ではフィットするのかなという感じを持っておりました。したがって、この8条委員会に力点があるというよりは、既存の原子力委員会のあり方をベースにして、さらにそこで御指摘になったものの論点を加えた格好で、その後継を考えていくというふうに提起しておいたほうが、今までの議論を積み重ねた帰結としてはよりふさわしいのかなという気はいたします。ただ、書き方がそういう意味では先ほど言いましたように、やや議論が必ずしも十分に詰めていない平板な格好になっているので、そこを整理しなければいけないということなのだろうと思います。

○城山委員 多分そういうオプションをきちんと残しておいていただくことは大事だと思うのですが、ただ、先ほども申し上げたように、今までの議論の整理のところでは政策調整機能は形骸化しているので、場合によってはそこは要らないということも書いていて、そ

こはむしろ押し戻していろいろな形があり得ると書いているので、要らないのだとするとむしろそこは捨ててスリム化するということもあり得るのだと思うので、だからそれも何か残しておいてもらったほうがいいだろうというのが1つと、変な言い方ですけども、最後の選択肢だけ見ると下手すると焼け太りだと思われる可能性もあるので、つまり強化と3条委員会と原子力庁ですね。最後のところに既存の行政組織に対する機能移管があるので、最後はいろんなスリム化もあり得るのだと思いますけれども、そうすると何かもう少し中間形態があって、今のものをベースで少し縮小しますよみたいなものもあったほうがバランスはいいかなという、そういう認識です。

○大西座長 選択肢として淡々と書くということで、8条委員会のところは現状、厳密に言うと8条委員会でないということですね。

○城山委員 そうです。

○大西座長 そこは丁寧に括弧書きか何かで説明する以外ないですね。そういう関心の強い方も読まれるので、何もわかっていないではないかと思われてもいけないので、そこはちゃんと説明をする。

○浅田委員 そのあたりは注ぐらいでいいのではないですか。

○大西座長 注で説明することにして、いずれにしてもここは現状の形態と似た形態が選択しとしてある。

○城山委員 あると同時に、機能強化する場合にはこういう項目があることを触れることは全く問題ない。

○大西座長 次のページですね。これはそういうふうに書いておくことにさせていただきます。

○山地委員 機能強化だけだと先ほど少し出た焼け太りという話に曲がりかねないので、集約強化とかスリム化。スリム化と強化というのはわかりにくいので、機能を集約するというのはあわせて書いておかないと、機能強化だけでは誤解されるのではないか。

○大西座長 具体的に集約化というのはどういうふうになりますか。17ページの上です。

○山地委員 政策調整というのは今までも実質的にはやっていなかったから。

○大西座長 ここに省く機能を挙げておくということですかね。

○山地委員 はい。

○大西座長 機能を集約強化する場合の項目という書き方で、選択肢を挙げておく。

○伴委員 そういう議論の流れから来て、ここは選択肢をいろいろ挙げるということだからなのかもしれないのですが、私はその5番目の国会の附属機関というのがイメージできないのですが、国会事故調と同様と言って、例えば残すべき機能として平和利用の担保であるとか、バックエンド、企画立案等というものがあるって、そういったものを国会に設置法に基づく機関にするというのは、もう少し言うとうどういうことなのでしょううか。

私は前に国会の話をしたのですけれども、そのときは具体例としてエネルギー基本計画のことを挙げたと思うのですが、切り離してしまうものについて企画調整等々を原子力委員会がやっていたとすれば、切り離したものの補完として例えばエネルギー基本計画は報告義務だけになっていますので、それを国会で審議するというような形にするという意味合いで話をしたことがあります、それはあくまでも残すべき機能ではなくて、外へ出した機能の補完みたいな意味で使っていたのです。ここで残すべき機能について国会附属機関という、もう少しここは説明をしていただけますでしょうか。

○国家戦略室 ここはまさしく伴委員の御意見を踏まえて書いたつもりでありまして、そういう意味ではもしもその点が違うのであれば、これ自身残すかどうかという議論になると思います。我々の理解は行政府ではなくて、国会できちんと検討する場を設けたほうがいいのではないかと御意見だと認識して、現在の国家行政組織法上で調べてみると、国会にこういう機関を設けた例というのは実は国会事故調しかなくて、そのためにはどうも設置法が必要だということで、こういう書き方になっております。ですので、そういう意味だと単純な選択肢としてはこういうものは考えておられないということであれば、これを1つの項目として起こすことはやめたほうがいいのかもかもしれません。

○城山委員 多分、ある種の監視機能に特化すれば、国会に置くことはあり得るのだと思います。正確に覚えていないですが、昔の民主党は90年代の終わりぐらいに行政監視院構想というものをやっていて、あれは橋本内閣のときだったのですが、そのときに三権分立の観点から、それはけしからんという話もあったのだけれども、法案としてはこれは成立しませんでした、首相答弁か何かで別にそれはあり得ると言っています。国会が行政を監視するのはいろんなメカニズムがあり得るという話になったので、その監視機能みたいなところに特化して国会に附属機関をつくるということはあり得るということで、調査委員会というのも1つのそういう位置づけだと思います。そういう意味で言うと選択肢から外す必要もないのかなという感じがします。ただ、その場合には持ってこられる機能は極めて限定されるということは、当然含意されることだと思います。

○大西座長 伴委員、いかがでしょうか。

○伴委員 残すことについて私も異議はありません。ただ、私が言ったのがここに来ているとすれば、ちょっと趣旨が違う。

○大西座長 つまり、ここの本体は(5)の本文は今2行しかないわけです。「前述したとおり」というのは全体にかかるわけです。だから(5)の説明は○2つです。これでもいいのか、何か加えるかです。

○浅田委員 例として事故調が出ているというのは、やや違和感があるのです。5つの選択肢のうちの1つですから、常設の機関として基本的には永続するものであるはずですね。そういったものとしてのこれまでの例として事故調があげられているというのでは少しイメージがわきにくいのです。これしかないというのであれば致し方ないということになるのでしょうかですけれども、かえって例としてこれを置くことによってどういう性格のもの

であるのかという点について誤解を招きそうな気がするのです。そういう意味ではこの例はないほうがいいのではないかと思います。

○大西座長 設置法でつくるのだから、個別の設置法の中で永続的な機関だということをやればいいわけですね。事故調の場合は6カ月か何か明記されていたので、その6カ月で終わることになっていたのですけれども、そこは法律で書かなければいいということだろうと思うのですが、そういうことは書けると思います。もし丁寧に書くとすればです。

○吉岡委員 事故調フォローアップ会議というものが最近始まって、その委員もやっているのですが、今の論点ですと国会事故調の提言の中に事故に関する臨時調査会を半年とかそういう期限ではなくて設置するとか、そういう提言はなされていて、それが国会はどう受けとめるかはまだリアクションが出ていないのですけれども、そういうことを私としてはこの事故調の例があることによって想起できたわけですから、より常設的なのというのは私の頭脳の会話だと国会事故調という言葉に見ただけでそう思うので、ですからこれがないと手がかりもなくなってしまふなという気もしますので、あったほうがいいと思います。

○大西座長 理屈上は、そこの恒久的な機関とすることもあり得るということだろうと思います。

伴委員に戻りますが、全部で3行の選択肢でいいか、何か変更が要るか。

○伴委員 ですから私は(5)のイメージがつかないということで、自分の発言の趣旨とは違う。もしそれがここに来ているのなら、それはちょっと違って、私自身は3条委員会がいいという言い方をしたいと思いますけれども、そういう自分の考えで、ですから具体的にどうしたほうがいいのかというのはわかりません。ただ、残してもいいのではないかとこの話が出たので、選択肢の1つとして残すことには別に異論はないのです。

○大西座長 残すという方向で考えるとすると、このままでいいですか。それとも今の恒久的組織もあり得るということを含弧の中に補うか、監視的機能に限定されるかということを入れるのか、いかがでしょうか。

○中西委員 この点については監視的機能云々という、機能と体制の関連性の話をしてしまうと、ほかの選択肢についてもやらないといけないので大変になりそうな気がするのですが、ここも安易なようではけれども、注で逃げるというのもあると思います。設置法を制定して機関を組成するというので、事故調のところは注に書いて、既存のそうした組織としては事故調があるけれども、法的には恒久的な組織として設置することも可能という書き方でしておいたらいかがかなと思います。

○大西座長 では、今の御提案のような扱いにさせていただきます。

ほかにありますでしょうか。

○中西委員 今(5)をやったのですけれども、その上の(4)の既存の行政組織に機能を移管というところが、中身がかなりありそうなことが3つ並んでいるだけなので、こういうものでいいのかというのに少し疑問がありまして、そもそも経産省、文科省に移管

というのは原子力委員会がやっている、あるいはやるべき機能として議論されてきたもの全てを例えば経産省に移管する、あるいは文科省に移管するということなのか、従来も経産、文科がそれぞれ主にやってきたものを分割して移管するということなのか、この書き方ではわからないように思います。

それから、③原子力規制委員会／原子力規制庁に移管というものと、確かに既存の行政組織に移管という区分ではここに入るのかもしれないのですけれども、やはり実質的な意味合いとしては、意義づけというのは大分この分野ぐらい違うのではないかと思いますので、③を①、②と並行して並べることにはややも違和感がありますので、その辺ちょっと御検討いただいたほうがいいのではないかと思います。

○大西座長 これは事務局から。

○国家戦略室 この趣旨は最初のコメントにしたがいますと、あくまでも機能を分割して移管されることがあり得るという整理でございまして、特に原子力規制委員会のところにつきましては、この委員会の場でも出たと思いますが、平和的利用の担保のところは原子力委員会がやることもあり得るのではないかというところを踏まえて入れております。

この分割することがあり得るのではないかというのは一番最後にまとめて、まとめてというのは19ページの「前述したとおり」から始まる中で分割することもあれば、統合的にやることもありますというところで補足したつもりなのですが、多分この既存組織への移管のところより一番分割イメージが出てくると思うので、何らかの文言を（４）にだけ書くということはあり得るかもしれません。分割するというイメージを明示することはあるかもしれません。

○中西委員 今、国家戦略室からおっしゃっていただいたことで、文言が実際に書くとなるとかなり微妙というか、正確に書くのは難しいと思いますので、工夫していただいとるのが必要ではないかと思います。

それから、つけ足しですけれども、先ほど3章のところ議論になりましたように、後継組織というような既存の組織への機能の分散、移管といったものも含んでいるということは、これもまた注がいいのかあれなのですけれども、一応確認されておいたほうがいいのではないかと思います。

○大西座長 今のところそうすると（４）の下に総括的に例えば関連する事務を分割して移管という1行を書いて、移管先として経済産業省、文部科学省、原子力規制委員会、規制庁を例示しておく。そういう書き方が1つ考えられます。

○山地委員 例示ということで書くという意味であれば、どうですか、この場にも出席されているのですけれども、外務省は要らないですか。

○大西座長 外務省はいずれ必要になるのだけれども、どうなのですかね。

○山地委員 国際協力、平和利用担保、核不拡散、核軍縮、外務省がかかわることは多いと思います。

○大西座長 例示として書くことについては意見ありますか。

○外務省 書いていただくことに特に問題はないと思います。

○大西座長 あとは総合科学技術会議ですか。総合科学技術会議って何ですか。行政組織ですよね。では、今のような表題でそれぐらいを書く。城山委員、どうですか。

○城山委員 そこは幅広に書いておくということだと思います。

それから、先ほど私が申し上げたことと関係するのですが（１）～（３）の選択肢というか組織のあり方というのは、内閣府に置くという前提で通すのだとすると、逆に言う（４）でいろんなところに持っていったときに、どういう組織形態をとるかはいろいろあり得るといふことだと思ふのです。いわゆる８条委員会にするのか、３条にするのか、庁のような外局にするのか、そもそも通常の行政組織にするのか、そこはいろいろあり得ることは書かないほうがいいのか書いたほうがいいのか。それを全部詰めていくと（４）が膨大になるので、それは絶対やめたほうがいいのかと思ふすけれども、どうも（１）～（３）で同レベルの議論を（４）はしていないので、移管した先にどういう組織形態をとるかというのは３条とか８条とか言うかは別として、いろいろあり得ることは何か言っておいたほうがいいのかなという感じもしますので、その幅もできれば広げていただくといいのではないかと思います。

○大西座長 そうすると関連する事務を分割して移管、移管先における組織形態は検討するとか、要検討とか、そういうことですかね。選択肢はあり得るとか。

○城山委員 実質的にはそういうことなのですからけれども、そこで８条とか３条とか書くかという選択です。

○大西座長 前述のような形態があり得る。そうすると（１）～（３）が出てくるわけですね。

○城山委員 ただ、ロジカルに言うと（１）～（３）はみんな内閣府の話を書いているので、総合科学技術会議も入れてしまうと内閣府の機関も持っていく先に書いてあるので。

○大西座長 では８条委員会、３条委員会、庁の設置があり得るなど。

○城山委員 あるいは通常の行政組織のことを何て言うのか。だからいろんな形があり得ることを、多分例示的に書いていただいたほうがイメージはわくのかなと。

○大西座長 それは一般的に表題の下に今のような２行ほどで表現して、具体的な省庁の名前を下に例示するという書き方にすることにします。

ほかにありますか。最後の５章も含めていただきたいと思ふす。

○吉岡委員 今の中西委員と同じことを言いたかったのですが、それはクリアされたと思ふすいます。

その上の原子力庁なのですからけれども、あまり議論されていないのですが、とんでもない方向に話が進んで、実務を行う大組織にするというニュアンスになりかねない。今回ここで実務という言葉を取って統合的としたのはやや改善ではあるのですが、庁というのが私ですと大規模組織を連想するので、そうではないのだということをごどこかに書けないかと思ふす。金融庁とか、一番身近なものは原子力規制庁なのです。これはすごい大組織で、

そういうものを連想されては困るのではないかという気もするので、この辺はこんなに簡単に書かないで、もう少し慎重な書き方がいいのではないかと思うのです。

○城山委員 そこは多分1つの実質的な論点かなと思うのです。つまり、既存の資源エネルギー庁と文科省といろいろなところで分担しているシステムというのが本当にワークするかどうかというのが、先ほどの政策調整の課題なのです。それを実質的にやろうと思うと、場合によってどこに置くかというのは多分いろいろあり得て、既存の省庁に統合するという、むしろ山地委員がおっしゃったようなこともあり得ると思うのですけれども、内閣府に置こうとすると庁と言うかは別として、ある種のかたまりを持ってこざるを得ないのだと思うのです。

だからそれは大規模な組織をつくるから移管と考えるのか、でもそれがばらばらだと機能しなかったもので、やはり方向性はきちんとしかるべき方向で独立に監督しなければいけないけれども、まとまって行政組織として統合的に動けるんだということをやらなければいけないのだとすると、1つの考え方としては、これはむしろ積極的に残しておいたほうがいいのかなど。ただ、それを取るべきだと言っているわけでは全くないですけれども、そういう考え方もあり得るのかなというものが1つ。

それから、3条委員会と実はこの原子力規制庁というのは実は余り大差なくて、3条委員会をつくらうと思うと実務を持ってこざるを得ないです。アドバイスの機関ではなくて行政機関なので、そうすると何の機関を持ってくるかというのは、実は言葉のイメージでおっしゃるよりかなり違うのですけれども、実態はかなり一緒にならざるを得ない。そこを含めてどう表現するかということの工夫かなという感じがいたします。

○吉岡委員 一応おっしゃることはよくわかるのですけれども、もしもの場合、核燃料事業のような現業そのものが来るということまで論理的な可能性として含まれてしまうのが問題であると思います。それと(4)とのかかわりで言うと、実は統合機能をいろんなところに移管するという選択肢が示されているのだけれども、場合によっては原子力庁というのは、いろんな省に合った機能を一つに全部束ねるとするか、今の省の縄張りとかか枠組み、既成の事業や企画立案の枠組みそのものを変えるという、そういう可能性を示す上で(3)は意味があると思いますが、その整理統合のやり方としてほかにもあって、そこまでその選択肢って(1)～(5)に書いていないですね。そういうものはどういう。

○大西座長 具体的にはどういうことでしょうか。

○吉岡委員 ですから経産省や文科省のやっていた原子力行政の一部を、(3)ですと原子力庁に持っていくことも含まれるわけです。それ以外のやり方もあります。そういう議論はここではしなくて、原子力委員会だけを考えればいいのか、それとも全体の枠組みのながららぼんまで考えるのかということが、どう書けばいいのか若干悩ましい。

○城山委員 私の認識としては、最後は連関して来ざるを得ないだろう。このミッションとしては中心は原子力委員会だということだと思いますけれども、だからそのあたりが多分、最後のまとめのところかと思いますが、最後は原子力行政全体の中でどう位置づけ

るかという話なので、今の5章のまとめの一番最後に書いていただいているあたりの例えば一番最後の行ですけれども、新しい原子力行政に合致した体制の検討が必要だというのは、まさに委員会だけで議論しても逆に言うとしようがないところもあって、全体の枠と連関せざるを得ない。連関することがあるんですよということは何か選択肢的な議論をするときにも、この原子力庁だけでそれを示すというのは確かにバランスに失するというのはそのとおりなのですが、ここも含めて何らかの形でつながっているんだということもわかる、形式的にちゃんと残しておいたほうがいいのかなどという感じはいたします。

○大西座長 16 ページに赤で書いてある真ん中あたりに「第3章では」で始まるパラグラフがありますけれども、その3行目に「統合的な機能をどこまで原子力委員会又は後継組織が負うかについては組織の形態」云々ということがあっても、総括的にはそういう束ねることについても考えるということは、こういう言葉では表現されているのですね。だから一般論としてはそういうことを提起していて、各論と一般論は細かく対応させないというのが前回の確認だったので、各論というのはオプションとしてこういうものがあって、それぞれについて機能と対照させて詰めていかなければいけない。その作業は残っているということだと思います。

○山地委員 私は原子力庁のところだけ固有名詞になっているので、だから突出して感じられるのではないかと思います。ここでの議論では、吉岡委員が言い出したような議論は詰めていませんので、この報告書の中では原子力庁のままよりも、どちらかと言うと固有名詞でないほうが望ましいと思います。

私はここで議論するつもりはないですが、例えばイギリスのNDAのような形の廃炉等を担う庁というのは今後必要になってくるのではないかと考えているのですけれども、その議論をする場はまた別に設けたほうがいいのかではないでしょうか。

○城山委員 例えば内閣府外局とか。でも、外局だと委員会も入ってしまうのですね。

○大西座長 外庁という言葉はないですか。

○城山委員 普通、外局と言って、外局にはいわゆる3条委員会と庁と両方含まれるので、何かいい表現ありますか。

○大西座長 原子力庁という言葉は固有名詞的に使わない表現をここで使う。では、そこはそういうふう直すということです。

ほかにございますか。少し時間がタイトになってきましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは、今いただいた意見、一つ一つ修正の方向をほぼ確認しましたので、その方向で修正するというので、具体的な修正については座長にお任せいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大西座長 それでは、そういうことで具体的な修正についてはお任せいただいて、私のほうで責任をもって修正をしていきたいと思っております。

最後に白眞勲内閣副大臣から御発言を頂戴したいと思いますが、ここでメディアが入って御発言いただくことになっておりますので、少しお待ちください。

(報道関係者入室)

○白副大臣 原子力委員会の見直しという困難な課題につきまして、短期間のうちに、しかも今後の原子力政策の具体像が必ずしも定まらない不安定な状況下で御議論いただきましたこと、心より御礼を申し上げます。大西座長を初めとしまして、各委員の皆様におかれましては、取りまとめに当たりまして本当に多大なる御尽力をいただきまして、本当にありがとうございます。本当に一生懸命やっていたいただいたことに、私も敬意を表したいと思っております。

今しがたお手元にはお配りしましたが、本会議において皆様より熱心な御議論をいただいたことに対しまして、前原大臣が感謝の気持ちをお伝えしたいということで、大臣からのメッセージを配付させていただいております。お納めいただければありがたく存じます。

今後の我が国のエネルギー政策がどのような方向に進もうとも、皆様に御議論いただきましたこの原子力委員会見直しに当たっての基本的な考え方は、今後の原子力行政を進めていく上で寄って立つべき存在になるだろうと確信しております。

大西座長及び各委員の皆様におきましては、真に有意義な御議論をいただいたことにつきまして、改めて厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

○大西座長 副大臣どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして「原子力委員会見直しのための有識者会議」を終了させていただきます。

各委員のこれまでの熱心な御議論について、改めて敬意を表し、御礼申し上げます。どうもありがとうございました。